

## 1. はじめに

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画においては、「2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の約50兆円から80兆円以上にすることを目指す」という目標を掲げている。この達成に向け、サービサイジング、シェアリング、リユース、リペア、リマニュファクチャリング等のビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、これらのビジネスモデルの確立・普及を促進することが求められている。また、令和7年度に策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、消費者が利用しやすく効率的にリユース品を回収できる取組や、シェアリング、リペア、リセール、リファービッシュ等のリユースの裾野を拡大する取組を推進する必要がある。

さらに、ファッション産業は国際的にも環境負荷が大きい産業と指摘されており、サステナブルなファッションが重要であるという認識と企業等による具体的な活動は、国際的に急速に広がっているところである。第五次循環型社会形成推進基本計画においても、素材ごとの方向性のひとつに「繊維製品（ファッション）」を位置付けており、家庭から廃棄される衣類の量について2030年度までに2020年度比で25%削減を目指すとした。この目標の達成を目指し、令和7年度に策定するアクションプランに基づき、適切に資源を循環させることを目的に、事業性を確保し回収後の資源活用を見据えたモデルとなる事業を創出する必要がある。

上記を踏まえ、リユース等を実効的に推進するため、地方公共団体、事業者又は市民団体等が実施する先進的なモデルとなる事業を創出し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、以下についての公募を行うものである。

## 2. 対象事業

### (1) 事業の内容

モデル事業実施者は、Ⅰ～Ⅲの部門に関するモデル事業の計画を立案の上、環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）と連携し、事業計画に基づき事業を実施する。なお、以下の点に留意すること。

- ・本モデル事業は、先進的なリユース等の促進に関する取組を実施しようとする地方公共団体、事業者又は市民団体等を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の効果検証等について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等に限る。）を行うものである。
- ・リユース等の促進に資する取組を幅広く求め、新規性・先進性があり、かつ、調査・検討のみではなく実効性のある取組であること、また、他の地域・団体への横展開が見込める取組であることを要件とする。
- ・モデル事業については、申請者が必要に応じて関係団体等と連携を図りつつ、自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする。
- ・モデル事業の実施に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「古物営業法」等の関係法令を遵守すること。
- ・モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域への展

開が期待されるものを高く評価する。

- ・海外においてリユースを実施する場合は、当該リユースに係るトレーサビリティの調査に協力するとともに、必要な情報の提供等を行うものとする。
- ・すでに事業を実施している者が更なる取組拡大を目指す事業計画又は過年度の環境省モデル事業を活用し実施した事業と関連性がある事業計画は、すでに実施している事業と比較して検討が進展した部分や位置づけの差異等を明確にすること。なお、同一事業の継続と判断された場合には先導的なモデルと見なされず採択されないので注意すること。

※例えば、リユース等の促進に関する中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、事業計画書の中でその位置づけについても記載すること（モデル事業は令和8年度の単年度支援）。

- ・環境省では有識者からの助言等を得て、申請書の計画内容について評価・検討を行う予定であり、事業実施の前に、環境省と事業計画内容についての事前調整を図る場合がある。
- ・本公募は、3部門のうちいずれか1部門を選択の上、申請を行うものとする。ただし、申請内容を審査した結果、他の部門において申請することがより適当であると認められる場合は、環境省担当官の判断により、申請部門を変更させることがある。
- ・本公募は、別途公募予定の「令和7年度補正予算 自治体による物価高騰対策に資するリユース等支援事業」への同時申請を可能とする。ただし、両公募において採択基準を満たした場合は、申請内容等を踏まえ、環境省担当官がいずれかの公募における採択を決定する。なお、両公募で申請内容が異なり、費用が重複していない場合は、両公募の採択も可能とする。

### **部門Ⅰ：消費者が利用しやすい効率的なリユース品の回収に関するモデル実証事業**

本モデル事業では、消費者のリユース品の選択・購入を促進する取組や、引越し、遺品整理、生前整理等のライフスタイルの変化に伴う機会を活用し、消費者がリユース品を円滑に手放すことができる仕組みの構築を図る事業を創出する。

<具体的なテーマ例>

- ・自治体と民間事業者が連携し、遺品整理や生前整理の現場において、リユース可能な不用品を効率的に選別・回収し、リユースするための検討・実証
- ・自治体と民間事業者が連携し、引越しや年末の大掃除等、不用品が多く発生するライフイベントや時期に合わせて集中的な回収を行い、リユースするための検討・実証
- ・店舗またはネット販売にて、新品とリユース品等を同時販売することによる消費者啓発効果や事業性を検証する実証
- ・リユース品に保証を付すことにより、信頼性を向上させる検証・実証
- ・学用品等を回収し、地域内で循環させるリユース事業の検証・実証

※上記テーマはあくまで一例であり、事業規模の大小を問わず、地域の実情に応じた多様な提案が対象事業となりうる。

### **部門Ⅱ：リユースの裾野を拡大するモデル実証事業**

本モデル事業では、シェアリング、リペア、リセール、リファービッシュ等、リユースの裾野を広げる多様な取組に関する事業を創出する。

<具体的なテーマ例>

- ・自転車や傘等の物品を市民に貸し出し、利用状況や回転率をもとに、新品購入時との環境負荷削減効果を明らかにする実証
- ・使用済製品の破損箇所を修理・補強し、延命効果を検証する実証
- ・製品を製造・販売する一次流通事業者が、自社製品の回収・再販に取り組み、リセールの必要性や事業性を検証するための実証
- ・シェアリング、リペア、リセール、リファービッシュ等の新品購入回避による環境負荷低減効果を検証する実証

※上記テーマはあくまで一例であり、事業規模の大小を問わず、地域の実情に応じた多様な提案が対象事業となりうる。

### **部門Ⅲ：衣類回収後の資源活用と事業性の確保を両立するモデル実証事業**

本モデル事業では、主に衣類を回収する事業を対象とする。回収にとどまらず、リユースを中心に活用し、リユース困難なものも資源として有効活用しつつ、事業性を確保したモデルを創出する。なお、モデル実施事業者には、令和7年度に環境省が取りまとめる予定である「～自治体・事業者向け～ 使用済衣類の回収グッドプラクティス集」を送付する。事業実施に当たっては、本グッドプラクティス集を参照するものとする。

<具体的なテーマ例>

- ・使用済衣類に新たな価値・役割を付与することでリユース衣類としての循環性を向上させるビジネスモデルの検証・実証
- ・アパレル企業における店頭回収と繊維 to 繊維リサイクルを組み合わせた、衣類を循環させるシステム構築に関する検討・実証
- ・既に実施されている衣類回収の取組における、新たな関係主体との連携を通じた受け皿の拡大・多様化に関する検討・実証

※上記テーマはあくまで一例であり、事業規模の大小を問わず、地域の実情に応じた多様な提案が対象事業となりうる。

※支援対象経費は、資源活用の検討に係る費用（試験的製造を通じた品質・事業性等の評価、環境負荷低減効果の検証等）や、事業性の確保のための回収モデル構築に係る費用（回収ボックスの増設や物流の高度化等）等を想定し、詳細は「(4) 事業の助成内容」に記載のとおりである。なお、本事業の一環で有償販売を実施する場合、当該売上を控除した経費が支援対象経費となるため、留意いただきたい。

## (2) 事業実施者

申請者は、地方公共団体、事業者又は市民団体等を原則とし、複数の地方公共団体や事業者等が共同で提案することを妨げない。ただし、事業者又は市民団体等が応募する場合には、地方公共団体との連携を必須とする。

### (3) 事業の採択件数・支援額

本事業では、1件当たり上限400万円（税込み）、3部門合計で10件程度の採択を予定する。ただし、部門ごとの採択予定件数は設けないこととする。

### (4) 事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、事務局請負事業者が技術的支援（例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定への支援（アンケート設問内容の意見出し）等）を行う（モデル事業期間中3回程度の打合せを想定）とともに、事業実施に係る実費の全額または一部を支援する。

なお、必要経費は、本事業の事務局請負事業者から直接請求元に支払いすることも可能である（例えば、申請者が発注したパンフレットを作成する印刷会社に対して、事務局請負事業者からその費用を直接支払う。）。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうちモデル事業の実施に必要と認められ、かつモデル事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・ 会議・調整の費用（会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・ 広報・PRの費用（ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・ 調査・検討・分析の費用（アンケート調査の実施費用）
- ・ 連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・ 機械器具等のリース・レンタル費用（モデル事業期間内に発生する経費のみ）
- ・ その他モデル事業の実施に必要と認められる経費

具体的な額については、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に依りて減額される場合がある。また、本事業の一環で有償販売を実施する場合、当該売上を控除した経費を支援対象経費とする。

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

※備品購入費や施設整備費（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする。）、

ウェブサイト等の無形財産の構築費用（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が20万円（税込み）を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

※本事業の一環で有償販売を実施する場合、事業実施に係る実費より当該売上を控除した金額を支援額とする。

### (5) 事業の実施期間

令和8年6月上旬（採択後）から令和9年1月22日（金）まで

#### (6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者とともに協議の上決定するものとする。

また、事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負業者に定期的に報告することとする。（頻度は1ヵ月に1回程度を想定、フォーマットは環境省及事務局請負業者より提供。）

### 3. 応募方法等

#### (1) 応募方法

別添2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の宛先まで電子メールで提出すること。

#### (2) 公募期間

令和8年3月6日（金）～同年4月10日（金）18：00（必着）

#### (3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp

#### (4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

担当（寺野・齋藤）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限り Email でのお問い合わせとしてください。

TEL：03-6205-4947

### 4. 選定方法・基準等

#### (1) 選定方法

対象事業は、事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした選考会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。

## (2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

### (ア) 事業の有効性

- ・「リユースの裾野の拡大」又は「消費者のリユース実施率の向上」への貢献が見込まれるものか。
- ・期待される効果が高いか。またその効果は事業費に対し、妥当なものであるか。  
(※ここでの効果とは、モデル事業の実施による直接的な効果を意味し、モデル事業を通じて循環利用やごみ減量化に繋がった物品数やその容積、事業に参加した住民数等を想定する。)
- ・(※該当する場合) 循環型社会形成推進法における処理の優先順位に従い、回収後の使用済製品の活用については、原則再使用(リユース)とし、再生利用(リサイクル)よりも高く評価する。また、衣類のリサイクルについては、反毛製品を含めない繊維 to 繊維リサイクルを特に評価する。
- ・海外リユースを実施する場合にあっては、輸出先や再使用の用途、最終的な使用者や使用地域等について、適切なトレーサビリティや体制が確保されている取組を高く評価する。

### (イ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。  
(※具体的な計画・予定が検討され、モデル事業の成果を踏まえた事業継続の見込みがあるか。実施体制、事業費が検討されているか。(またはモデル事業内で検討されるか。))
- ・モデル事業等の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期待される効果は大きいのか。  
(※ここでの効果とは、モデル事業の終了後、更なるリユース等の促進が期待されることを意味し、他の地域・団体への展開・波及の可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数等を想定する。)

### (ウ) 事業の新規性、先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。  
(※先進的な事業をより評価する。なお、他の地方公共団体又は過年度のモデル事業にて類似の事例が存在するが、申請者の地方公共団体等では初めての事業である場合は、新たに検討・実証すべき課題や地域の特殊性を明記すること。)

### (エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「古物営業法」等の関係法令を遵守しているか。
- ・実施計画書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の効果検証(定量的・定性的な効果のいずれも)や課題整理の方法が適切であるか。

り、具体的に記載されているか。

- ・モデル事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連携・連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・関連団体等（地方公共団体、事業者、市民団体等）との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。
- ・（※該当する場合）モデル事業で回収したが、再使用または再生利用が困難となった製品の取扱いについて、適正かつ適切に計画されているか。

### （3）選定結果

選定結果は、令和8年6月上旬頃に申請者へ文書等により通知する。（状況に応じて、通知時期は前後する可能性有り。）

## 5. その他（注意事項など）

- ①過去に環境省モデル事業\*（平成23年度から平成27年度までの使用済製品等のリユースに関するモデル事業、令和4年度から令和6年度までの使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業、令和7年度使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業並びに令和5年度から令和6年度補正予算使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業をいう。以下同じ。）に採択された事業の継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ②連携する事業者等が、他の地方公共団体等によるモデル事業の事業者等であることを制限しない。ただし、提案するモデル事業が滞りなく進むことを申請書にて明記すること。
- ③採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業等を実施する者として事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、事務局請負事業者に従い提出すること。
- ④本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図るものであることを踏まえ、申請者は、モデル事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ⑤本事業の成果の横展開を図るため、環境省が実施予定のリユース推進キャンペーンに可能な範囲で参画し、普及啓発活動に協力するよう努めること。
- ⑥モデル事業終了後、事業成果のフォローアップ（モデル事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認）等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

※環境省では、環境省モデル実証事業を実施し、リユースを推進することにより、循環型社会の推進や脱炭素社会の構築といった環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化といった効果が期待された。また、それらの環境省モデル事業の成果等も踏まえて、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成27年7月作成、令和7年4月改訂）を発出している。

<https://www.env.go.jp/content/000308917.pdf>

※過去のモデル事業の成果は、下記を参照。最新の報告書については順次掲載予定。

「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業（令和4年度から令和6年度）」、

「使用済製品等のリユースに関するモデル事業（平成 23 年度から平成 27 年度）」

<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

「使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業（令和 5 年度から令和 6 年度）」

[https://www.env.go.jp/policy/sustainable\\_fashion/good\\_practices/](https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/good_practices/)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上